

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

セネガル人権報告書 2016 年版

概要

セネガルは、強力な行政部門が支配する共和国である。2012年、有権者は任期7年の大統領として アブドゥライ・ワッド (Abdoulaye Wade) の後継者にマッキー・サル (Macky Sall) を選出した。2012年、サルの連立政権は国民議会 (National Assembly) で過半数の議席を獲得した。国内外のオブザーバーは選挙が概ね自由かつ公正に行われたという見方をした。

文民当局は一般に、治安部隊に対する実質的な統制を維持した。

最も深刻な人権侵害問題としては、刑務所の過酷な状況、長期にわたる裁判前勾留、女性に対する差別や暴力（強姦や女性性器切除 (FGM/C : female genital mutilation/cutting) を含む）が挙げられる。

その他の大きな人権問題には、治安部隊による虐待（拷問を含む）、恣意的な逮捕、取り調べのための疑わしい勾留、司法部門の独立性の欠如などが含まれる。汚職、特に司法部門、警察及び行政部門の汚職は問題であった。また、児童虐待、早期及び強制結婚、幼児殺害、人身売買が行われた。HIV/AIDSに感染した人々に対する差別と同様に、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の人々に対する暴力と差別が続いた。児童等の強制労働も問題であった。

政府は、治安部隊の中で行われたのか、政府の他の部門内で行われたのかを問わず、人権侵害を行った職員を捜査し、起訴し、処罰するための措置を講じたものの、罪を犯しても処罰されない風潮があった。

セネガル南部にあり、ガンビア (Gambia) とギニアビサウ (Guinea-Bissau) の間に位置するカザマンズ (Casamance) 地方では、治安部隊と武装分離主義勢力の間の事実上の停戦が続いており、4 年目を迎えた。しかしながら、カザマンズ民主解放運動 (MFDC : Movement of Democratic Forces of the Casamance) の様々な派閥と関係がある武装集団は依然として地元の住民に強盗を働き、嫌がらせを加えた。治安部隊と MFDC 分隊の間で予期せぬ小競り合いが時折発生したが、両陣営とも攻撃作戦を展開するということはなかった。1982 年に始まった紛争を交渉により解決することを目指して、調停努力が続けられている。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその機関が恣意的若しくは違法な殺害を犯したという報告が少なくとも1件なされた。

[2016年]3月17日、外国人の被勾留者ポール・プリンス・ジョンソン (Paul Prince Johnson) がジュールベル (Diourbel) 市の刑務所で死亡した。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)、セネガル人権連盟 (Senegalese Human Rights League) 及び国際人権社会 (International Society for Human Rights) の報告によると、ジョンソンは刑務官による非人道的かつ残虐な取扱いが原因で死亡した疑いがあった。上記人権団体が独立した調査を要請したものの、2016年末現在で調査は一切行われておらず、政府の検死によりジョンソンは自然死であったと結論付けられた。

[2016年]6月24日、ダカール (Dakar) の裁判所は、警察官 Mouhamed Boughaleb に対し、2014年に学生デモ参加者 Bassirou Faye を射殺した罪で重労働20年の刑を宣告した。

[2016年]7月、ンバケ (Mbacke) 市の刑事裁判所は、2013年にバス運転手の Ibrahama Samb が警察に身柄を拘束され、車のトランクに閉じ込められたまま警察署に連行される途中で死亡した事件で、警察官である Thiendella Ndiaye、Waly Almamy Toure、Mame Kor Ngong、Ousmane Ndao の4人に暴力と暴行の罪で有罪判決を下した。また、同裁判所は政府に対し、Samb の家族に最大で 2,000 万 CFA フラン (\$34,000) の補償金を支払うよう命じた。2016年末までに政府がこの補償金を支払ったことを示す証拠はなかった。

b 失踪

政治的動機に基づいた失踪に関する報告はなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法と法律はこのような慣行を禁じているものの、政府職員がこのような行為を犯したという報告が時折なされた。

人権団体は、刑務所と収容施設において法執行職員が犯した身体的虐待（残酷で品位を傷付ける取扱いを含む）に関する事例を複数報告した。特に、人権団体は裸にしての所持品

検査や尋問手法を批判した。警察は、被勾留者に何も敷いていない床で眠ることを強制し、眩しい光を当て、警棒で被勾留者を殴打し、新鮮な空気を僅かしか吸わせずに監房内に収監し続けたと伝えられている。政府はこれらの慣行が広く行われているわけではなく、通常は虐待の訴えに関する正式調査を実施していると主張した。しかしながら、調査は不当に長期化する場合が多く、処罰又は起訴につながることは稀であった。

[2016年]7月29日、ダカール刑事裁判所控訴室(Appellate Chamber of the Criminal Court of Dakar)は、2012年に警察官 Fode Ndiaye をリンチで殺害した事件に関連して2015年に懲役20年の刑を宣告されていた Cheikh Diop と Cheikh Sidaty Mane を釈放した。Ndiaye は、3期目を務めようとしたウッド前大統領に抗議するための平和的な決起集会を開いた野党支持者と警察の間で衝突が起きた際に殺害された。アムネスティ・インターナショナルによると、Diop と Sidaty は警察が2人に拷問を加えて自白させたと供述したにもかかわらず、有罪判決を下された。釈放後に出した報道向け声明の中で、2人は拷問を加えられたという主張を繰り返した。アムネスティは当局に捜査するよう要請したが、2016年末までに捜査は着手されていない。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は過酷であり、食物不足、過密状態、劣悪な衛生状態、不十分な医療のために生命が脅かされる恐れがあった。

物理的状況：過密状態は地域に特有のものであった。たとえば、ダカールの主要な刑務所施設であるルブス(Rebeuss)刑務所は、計画されている収容人員の倍となる受刑者を収監していた。女性の被勾留者は一般に男性よりも良好な状態に置かれた。裁判前被勾留者が常に有罪判決を受けた受刑者と別に収監されるとは限らなかった。少年はしばしば成人男性と同じ監房に収容されるか、又は日中のみ成人男性と一緒に自由に動き回ることを認められた。女兒は、成人女性と一緒に収容された。乳幼児は1歳になるまで、特別監房を割り当てられることもなく、追加の医療又は追加の食料配給を受けることもなく、母親と一緒に通常の刑務所施設内に収容される場合が多かった。

非政府機関(NGO)の全国人権機関(National Organization for Human Rights)は、主要な問題として、過密状態に加え、十分な衛生状態の欠如を挙げた。また、栄養が乏しく不十分な食物、限られた医療の利用、息苦しいほどの暑さ、劣悪な下水設備、昆虫がはびこる状況なども刑務所制度全体を通じて見られる問題であった。

[2016年]3月28日、ルブス刑務所の少年被拘留者4人がハンガーストライキを行い、長期に

わたる裁判前勾留や劣悪な刑務所状況に抗議した。その後、政府は、全ての刑務所を対象として受刑者の食物とケアに充当する毎日の割当額を680 CFAフラン（\$1.15）に引き上げた。この増額にもかかわらず、刑務所の状況は依然として不満足なものであった。[2016年]8月下旬、カオラック（Kaolack）刑務所の受刑者数人は、刑務所の状況に抗議してハンガーストライキを行った。また、9月、ルブス刑務所の受刑者数百人が長引く勾留と劣悪な刑務所の状況に抗議して2週間にわたるハンガーストライキを決行した。このハンガーストライキは、9月20日の刑務所暴動で頂点に達した。暴動が起きている間、少なくとも受刑者1人が死亡した。9月21日、ティエス（Thies）刑務所の受刑者は、ルブス刑務所の受刑者と連帯して、1日間のハンガーストライキをを実行した。このような事件の後、当局は刑務所施設を新たに建設し、刑務職員を追加採用することを発表した。

入手できる最新のデータである2014年政府統計によると、2014年には刑務所や収容施設で50人の受刑者が死亡した。

運営：当局は虐待の訴えに関して、常に信頼できる捜査を実施するとは限らなかった。しかしながら、2014年、過酷な取扱いを訴えた受刑者の苦情に促されて国家防止メカニズム（National Prevention Mechanism）による調査が少なくとも2度行われ、その後、刑務所の生活条件と長期にわたる裁判前勾留の実態が批判された。この検査の結果、刑務職員2人が刑事告発された。この訴訟は2016年末現在で継続されている。

刑務職員は受刑者と被拘留者に関する一定の記録を維持したが、多くの政府施設では、職員の訓練不足や電力不足を理由として、コンピューター化された記録は不十分であった。当局は、非暴力的な加害者に判決を宣告する以外の選択肢を用いなかった。苦情に対応するのにオンブズマン（行政監察官）を利用することはできたが、受刑者はどのようにしてオンブズマンに連絡を取るのか、あるいは報告書を提出するのかについて知らなかった。受刑者は一般に、合理的な範囲で訪問者に面会することができ、弁護士もある程度利用できた他、宗教的慣行も実践することができた。これまでの年と異なり、当局は受刑者と被拘留者が検閲を受けることなく司法当局へ苦情を申し立て、また、非人道的な状況についての信用できる訴えの調査を要求することを認めたが、職員がフォローアップ調査を実施したという証拠はなかった。

独立的監視：政府は、その全てが独立して活動している国内の人権団体や国際オブザーバーが刑務所を訪問することを認めた。全国収容施設オブザーバー（National Observer of Detention Facilities）は民間の刑務所及び収容施設の全てを全面的かつ自由に訪問することができたが、軍や情報機関の施設には立ち入ることができなかった。オブザーバーは年次報告書を公表したが、2016年末現在で2015年報告書はまだ公表されていない。

赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）のメンバーは、ダカールとカザマンズにある複数の刑務所を視察した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法と法律は、恣意的な逮捕と勾留を禁じているが、政府が常にこれらの禁止規定を遵守しているとは限らなかった。

警察及び治安組織の役割

警察と憲兵組織は、法と秩序を維持する責任を負う。軍隊は、非常事態の際など例外的な場合にこの責任を共有する。国家警察庁（National Police）は、内務省（Interior Ministry）の一機関であり、主要な都市で活動する。憲兵隊（Gendarmerie）は国防省（Ministry of Defense）の一機関であり、主要な都市以外で活動する。

文民当局は一般に警察、憲兵隊及び軍に対する実質的な統制を維持しているが、政府は場虐待や汚職を処罰するための有効なメカニズム（仕組み）を有していなかった。犯罪捜査部（DIC : Criminal Investigation Department）は、警察の人権侵害に関する捜査を担当しているが、刑事免責又は汚職に対処する上では無力であった。

恩赦法は、1983年から2004年にかけて行われた「政治的犯罪」（「冷酷」な殺害を除く）に関わった警察官及びその他の治安職員を対象としている。

ダカール地方裁判所（Regional Court of Dakar）には、軍人が行う犯罪に関して管轄権を有する軍事法廷が含まれる。軍事法廷は、文民裁判官 1 名、文民検察官 1 名、裁判官に助言する軍の補佐人 2 名（このうちの 1 名は被告人と同じ階級でなければならない）で構成されている。軍事法廷は、軍法に違反した軍職員に市民が関わる場合にのみ、市民を裁判することができる。軍事法廷は、文民の刑事裁判所と同じ権利を与える。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察は法律により、逮捕する際に裁判所が発付する令状を必要とするが、個人を勾留する際には令状を欠いていることが多かった。法律は警察に対し、正式な起訴を行う前に容疑者を長期間勾留するための広範な権限を与えている。DIC は、容疑者を釈放又は起訴する前に最長 24 時間勾留することができる。当局は多くの被勾留者に対し、起訴内容を直ちに

伝えることをしなかった。DIC 職員を含む警察官は、検察官がそのように認めれば、起訴せずに勾留時間を 24 時間から 48 時間へと倍にすることができる。さらに、捜査官は、検察官に勾留時間をその倍の 96 時間にするよう要請することができる。国家の安全保障に対する脅威があると主張された事案の場合、勾留時間は 192 時間まで延長することができる。勾留時間は、当局が容疑者は勾留されていると公式に宣言するまで、正式には開始されない。これは、アムネスティ・インターナショナルが勾留の長期化につながるとして批判した慣行である。保釈を利用できる場合は稀であり、また、政府職員は一般に家族の面会を認めなかった。勾留されてから最初の 48 時間を除き、被告人は弁護士を雇う権利を有しており、重罪の場合、弁護士は勾留の当初期間が過ぎた後で弁護士を雇う余裕がない全ての刑事被告人に対し、公費で弁護士が付けられる。軽罪の場合、困窮した被告人が常に弁護士を付けてもらえるとは限らなかった。複数の NGO は、犯罪で起訴された者に法的不許とカウンセリングを提供した。

恣意的な逮捕：[2016 年]4 月 28 日、代表者の Guy Marius Sagna を含む連合組織 Non aux APE のメンバー 4 人は、セネガルが EU、西アフリカ諸国 16 か国、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS : Economic Community of West African States）及び西アフリカ諸国経済・通貨同盟（West African Economic and Monetary Union）の間の経済提携協定（Economic Partnership Agreement）に署名することに反対して抗議を行っている間に逮捕された。セネガルは EU を除き、各組織の加盟国であった。ECOWAS の首脳と政府の年次サミット会合がダカールで開かれる前日となる[2016 年]6 月 3 日、当局は Sagna を含む Non aux APE のメンバー 8 人を逮捕した。6 月 6 日、この 8 人は起訴されずに釈放された。9 月 22 日、マニユエル・ヴァルス（Manuel Valls）仏首相のダカール訪問に合わせて Non aux APE が別のデモ行進を行っている間に当局は再び Sagna を逮捕した。Sagna は、9 月 24 日に釈放された。これらの 3 つの事例において、当局はデモ行進を認めたが、特定の場所から退去することを求める警察の命令に背き、逮捕に抵抗したという嫌疑で Sagna と他のメンバーを逮捕した。

裁判前勾留：2014年に EUが資金を出して行った調査によると、刑務所人口の60パーセント以上は、裁判前被勾留者で構成されていた。軽罪の場合、被告人を裁判前に6か月間以上勾留してはならないと法律に定められているが、当局は裁判所が釈放を要求するまで、日常的に容疑者を勾留した。裁判の未審理事案の多さや裁判官の常習的欠勤により、訴訟が提起されてから裁判が開始されるまでの期間が平均して2年遅れる結果になっている。殺人、国家の安全保障に対する脅威、公的資金の横領などの容疑が関係する事件の場合、裁判前勾留の期間に関する制限は一切なかった。多くの場合、裁判前被勾留者は、後に受ける懲役刑の期間よりも長く勾留されていた。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被勾留者は、裁判で法的根拠又は勾留の恣意的性格に異議を唱え、違法に勾留されていることが判明した場合は直ちに釈放され、補償金を得ることを法的に認められているが、弁護を十分に受けることができなかったため、この権利が行使されることは稀であった。

e 公正な公判の否定

憲法と法律は司法の独立性を定めているが、司法部門は汚職や政府の影響に晒された。治安判事は、審理事案数が圧倒的に多いこと、十分なスペースや事務機器がないこと、移動手段が十分に確保できていないなどを問題として挙げ、司法部門の独立性に対する政府のコミットメント（誓約）を公然と疑問視した。*2016年世界の自由度*によると、「給与金額が低いことや地位が保証されていないことで、裁判官は外部の影響に晒されやすくなっており、裁判所は政府の他の部門に対する適切な検査を行うことができない。大統領は憲法評議会（Constitutional Council）のメンバーの任命を管理している。」また、当局が常に裁判所命令を尊重するとは限らなかった。

裁判手続

被告人は推定無罪を享受する。不利な証言をする又は罪を自白することを被告人に強要してはならない。全ての被告人は公開裁判を受ける権利、裁判中に出廷する権利、証人と対峙し、また、証人を立てる権利、証拠を提示する権利及び重罪事案の場合に（必要であれば公費で）弁護士を付ける権利を有する。また、被告人は起訴された場合に罪状を直ちにかつ詳細に伝えられる権利、及び起訴された時点から全ての控訴手続きが終了するまで必要に応じて通訳を無料で付けてもらう権利を有する。さらに、被告人は答弁を準備するのに十分な時間と施設を与えられる権利を有する。それにもかかわらず、未審理事案の多さ、弁護人の不在、司法部門の非効率性と汚職、長期にわたる裁判前勾留といった問題がこれらの権利を行使する力を弱めた。

証拠審問は、公衆や報道に公開せずに行うことができる。被告人と弁護人は事案を裁判にかけるかどうかを決定する調査裁判官に証拠を提示することができるものの、警察官又は検察官は、裁判前に被告人や弁護人が被告人に不利な証拠へアクセスすることを制限することができる。民事及び刑事事件においては裁判官パネルが普通裁判所を主宰する。

控訴権は高等司法裁判所（High Court of Justice）を除く全ての裁判所で存在する。これらの権利は全ての市民に適用される。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯又は政治的理由により拘留された者に関する報告はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

市民は、通常の行政又は司法裁判所で審理される人権侵害事案に関して、審理停止及び補償を求めることができる。また、市民は独立した機関であるオンブズマンに苦情を申し立てることにより行政的救済措置を求めることもできる。しかしながら、汚職と独立性の欠如により、司法及び行政部門はこれらの事案を取扱うことができなかった。検察官は治安職員の起訴を時折拒否するため、加害者は処罰されないままにいる場合が多かった。人権に関する事案の場合、個人と組織は、不利な決定をナイジェリアの首都アブジャ（Abuja）にある ECOWAS 司法裁判所に控訴することができる。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法と法律はこのような行為を禁じており、政府がこれらの禁止規定を尊重しなかったという報告は一切なかった。

g 国内の紛争での虐待行為

カザマンスにおける事実上の停戦協定は2012年以降有効であり、サル大統領は分離主義勢力と政府治安部隊の間の34年間にわたる紛争を解決するための努力を継続した。政府、MFDC分離主義運動の様々な派閥とも、キリスト教徒及びイスラム教徒組織を含む中立当事者が主導する調停努力を受入れた。紛争解決に向けた前進は漸進的であった。

殺害：2016年を通じて政府部隊、MFDC反乱勢力ともカザマンスで攻撃的な作戦を展開しなかったものの、予期せぬ短時間の小競り合いが幾度かあった。この交戦で人数ははっきりしないが、MFDC反乱勢力の闘争員が負傷し、死亡した。

誘拐：国内消息筋によると、MFDC反乱勢力の一員と考えられる者が人質を取った事案が少なくとも2度あった。2つの事件とも強盗行為に関するものであった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法と法律は、言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時折これらの権利を制限した。

言論及び表現の自由： 冒涇、国家の安全保障及び名誉毀損の刑事犯罪に関する法律は整備されており、時折執行された。

[2016年]10月、警察は、殺害の脅迫、名誉毀損及び冒涇を行った嫌疑でフランス人を逮捕した。被告人は逮捕された後、イスラム教を「テロリストの宗教」、コーランを「偽りの書物」、また、預言者ムハンマドを「『テロリスト』の案内人」と形容して中傷したことを警察に認めたと伝えられている。11月、裁判所は宗教的侮辱、背任罪、個人の電子データへの違法アクセスなど複数の違反行為を犯した罪で彼に懲役6か月の刑を宣告した。

[2016年]6月、コルダ（Kolda）州の裁判所は2015年10月に逮捕されたイスラム教説教師 Ibrahim Seye に対し、テロリズムを賛美し、市民の不服従を扇動し、宗教的不寛容を奨励した嫌疑で懲役1年の刑を宣告した。検察官は刑罰があまりにも軽いと考え、この判決を不服として10月11日にダカール控訴裁判所（Dakar Court of Appeals）に控訴した。同控訴裁判所はSeyeに懲役30か月の刑を宣告した。2016年末現在、彼は拘留されたままである。

報道の自由： 独立系ジャーナリストは、報復を受けることなく日常的に政府を批判した。ダカールでは民間、独立系及び政府系メディアを利用することができたが、農村地域におけるこれらのメディアの配信は不規則であった。

セネガルでは非識字率が高いため、マス情報とニュース源の最も重要な媒体はラジオであった。国内にはおよそ200のコミュニティ、公的及び民間商業ラジオ局があった。行政法はラジオ周波数の割当を規制しているものの、コミュニティラジオ局は、割当プロセスに透明性が欠けていると主張した。

政府は引き続きセネガルラジオ・テレビ（RTS : Radio Television Senegal）を通じて国内に放送される情報や意見に影響力を行使したが、5つの民間テレビ局は独立して放送した。法律に基づき、政府は RTS に過半数の持ち分を所有しており、大統領は直接的又は間接的に RTS の全幹部職員の選定を管理していた。

検閲又は内容の制限： ジャーナリストは、特に政府系メディアにおいて、自己検閲を実施することがあった。

[2016年]2月26日、警察は独立系報道機関 *Walf Fadjiri* の構内から映像フィルムを押収した。このフィルムには、憲法に基づく3月20日の国民投票に関してあるジャーナリストと反政府活動家の間の議論内容が映されていた（第3節を参照）。この中でジャーナリストは大統領が同性愛を合法化するための最初のステップとしてこの国民投票を利用していることをほめかした。[2016年]2月29日、警察はこの放送について10時間に亘りジャーナリストに質問した。

国民投票当日の[2016年]3月20日、当局は、投票がまだ行われている間に選挙結果を発表したことが選挙法に違反したとして *Walf Fadjiri* を閉鎖しようとした。同局構内の外には群衆がいたため、当局は同局を閉鎖することができず、同局は妨げられずに放送を続けた。

名誉毀損法：法律は名誉毀損を犯罪としている。これまでの年と異なり、当局は批判的な報道及び解説を阻止又は処罰するためにこれらの法律を利用することがなかった。

インターネットの自由

当局は、インターネットへのアクセスを制限も阻止もせず、オンラインのコンテンツを検閲することもなかった。政府が適切な法的権限もなくオンライン上の私的な通信を監視したという信用できる報告は一切行われなかった。国際電気通信連合によると、セネガル総人口のおよそ58パーセントがインターネットにアクセスしていた。

学問の自由と文化的行事

政府が学問の自由と文化的行事に制限を課しているという報告は行われなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法と法律は集会の自由について定めているが、政府は時としてこの権利を制限した。公共のデモに関する承認要請への対応が不当に遅いとして不満を漏らした団体もあれば、そのような承認要請を拒否された団体もあった。

たとえば、[2016年]2月、ダカールで市民社会団体が憲法に基づく3月の国民投票で「反対」票を投じる運動を展開するため決起集会を開くことについて政府に承認を求めたが、政府

はこれを拒否した。

政府はデモ参加者を強制的に追い散らした。たとえば、[2016年]1月、17団体の連合が同性愛に反対するデモ行進を行った際、政府はデモ参加者を追い散らすために催涙ガスを用いた。政府は以前にもこの団体がデモ行進に関する許可を求めた際、拒否したことがある。警察はこの禁止措置に従わなかった参加者11人を勾留し、その後、起訴せずに釈放した。

[2016年]10月14日、連立野党であるセネガル防衛前線（Front for the Defense of Senegal）は、ダカールでデモ行進を行い、15,000人以上のデモ参加者を集めた。デモが始まる前、ダカール市長（prefect of Dakar）は連立野党に行進の許可を与えたが、連立野党が提案したルートを変更した。この変更が引き金となって、デモ参加者が当初計画していたルートに入ろうとするのを警察が阻止した際に衝突が起きた。警察は群衆を追い散らすために催涙ガスを用いた。群衆の中の数人は勾留されたが、その後10月16日に釈放された。また、アブドゥル・ンバイ（Abdoul Mbaye）元首相を含む一部のデモ参加者が負傷した。

[2016年]1月、最大野党であるセネガル民主党（Parti Democratique Senegalaise）の党员 Toussaint Manga、Bocar Niang、Gallo Tall、Aminata Sakho、Djibril Sarr、Daouda Dieye、Pape Fall 及び Serigne Ndam Dieng が保釈された。2015年2月、この8人は無許可の公衆決起集会に参加した嫌疑での裁判が結審するまでの間、再勾留された。

結社の自由

憲法と法律は、結社の自由を規定しており、政府は一般にこの権利を尊重した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法と法律は国内移動、外国旅行、外国移住及び帰還の自由について規定しており、政府は一般にこれらの権利を尊重した。

政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）その他の人道機関と連携して、国内避難民

(IDP : Internally Displaced Persons)、難民、庇護希望者及び無国籍者に保護と支援を提供した。

国内移動：カザマンズの一部の地域では、MFDC の強盗行為や地雷リスクにより移動が制限された。

海外渡航：一部の公務員はセネガルを出国する前に政府の承認を得ることが法律で義務付けられている。しかしながら、軍と司法部門のみがこの法律を執行した。

国内避難民

カザマンズでの 34 年間に及ぶ内戦により、数万人が戦闘、強制退去及び地雷を嫌って同地域の村落を離れた。それでも、政府は 1 万人の IDP が依然としてカザマンズにとどまっていると推定している。一部の国際人道援助機関は、IDP が 2 万 4 千人に達している可能性があると推定している。2016 年を通じて、IDP は故郷の村落に戻り続けた。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律は庇護又は難民地位について規定しており、政府は難民を保護するための法的制度を確立した。しかし、大統領が各事案を承認しなければならないことから、難民地位を認定するのに 1~2 年の遅れが出てしまうことが問題となったままであった。政府は一般に難民地位又は庇護を認めるとともに、UNHCR や NGO と連携して食物やその他の支援を難民に提供した。

政府は全ての庇護希望者に適正手続き又は安全を提供したわけではなかった。これは申請を却下された庇護希望者が行う不服申し立てが当初の庇護申請を審査した委員会と同じ委員会により審査されたからである。申請を却下された庇護希望者は、セネガルに違法に在留する罪で逮捕される可能性がある。逮捕された庇護希望者は、国外退去させられるまで最長 3 か月間、「行政拘禁」されることがあった。

持続可能な解決策：1989 年以降、セネガルは モーリタニアからの難民に一時的保護を提供してきた。モーリタニア国境に沿ったセネガル河流域の広大な地域に避難しているモーリタニア難民は国内での移動の自由を享受した。UNHCR によると、国内に残っている 1 万 3 千人のモーリタニア難民のおよそ半数は、セネガルに永住したい希望を示している。UNHCR とセネガル及びモーリタニア政府はこの人口のための持続可能な解決策を見出すため努力している。

政府は引き続き、カザマンス難民がガンビアとギニア・ビサウから概して監視されず、非公式に帰還するのを認めた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法と法律は市民に対し、平等な普通選挙に基づき、また、秘密投票により自由かつ公正な選挙を定期的に行って政府を選択する権利を与えている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2012年3月、有権者は任期7年の大統領として アブドゥライ・ワッドの後継者にマッキー・サルを選出した。2012年7月、サルの連立政権は国民議会で過半数の議席を獲得した。国内NGO及びEU、アフリカ連合（African Union）、ECOWASから派遣されたオブザーバーは、選挙が概ね自由かつ公正に行われたと評価した。

[2016年]3月20日、15の条項に及ぶ憲法改正の是非を問う国民投票が行われ、有権者は憲法改正を承認した。変更条項で最も重要なものは大統領の任期を7年から5年に短縮するというものであった。また、その他の変更条項により、大統領の任期が2期に限定されることが再確認され、憲法評議会の規模が拡大され、セネガル人ディアスポラの代表枠を国民議会に設けることが認められ、野党指導者向けに正式な地位が設けられた。サル大統領は国民投票を支持した。

女性及びマイノリティーの参加：女性やマイノリティーのメンバーが政治プロセスに参加する権利を制限する法律はなく、女性やマイノリティーは政治プロセスに参加した。2010年、政府は市議会から国民議会に至るあらゆるレベルにおいて選挙により選出される地位に関する政党の候補者リストに同数の男女を載せることを義務付ける男女平等法を可決した。選挙で選出される地位に就く女性の数は増加しているものの、男女平等法は政治的権限を行使する上でその役割を十分に拡大していない。これは、同法が政党の指導的地位あるいは内閣や司法部門といった重要な意思決定機関に適用されないからである。また、男女平等法は、聖地であるトゥーバ（Touba）を含む一部の地域において全く施行されていない。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は公務員の汚職に対して刑罰を定めているが、政府は事実上この法律を施行しなかつ

た。政府職員は処罰されることなく汚職慣行に従事していた。2016年を通じて政府の汚職に関する報告が複数なされた。

汚職：[2016年]5月、セネガルの国家汚職防止機関（OFNAC：National Anti-Corruption Agency）は、第1回年次報告書を公表した。同報告書は、政府機関内、特に保健省、教育省、郵政事業及び交通行政部門において、当局の賄賂、流用、人権侵害及び詐欺行為が依然としてまん延していると結論付けている。OFNACは情報の一般公開が不十分であること、組織内の法令遵守に関する監視体制が機能していないこと、統制メカニズムが不十分であることが汚職の原因であるとみなしている。同報告書は、最も汚職に塗れている者として大統領の支持者2人を選び出した。同報告書が公表されてから2か月後、大統領はOFNAC代表のNafy Ngom Keitaを解雇した。この解雇は政治的に動機付けられたものであるとKeitaは断言した。当局はKeitaの3年間の契約期限が切れたに過ぎないと反論した。

[2016年]6月24日、サル大統領は政府の前大臣であり、ワッド前大統領の息子であるカリム・ワッド（Karim Wade）を早期釈放することを認めた。彼は、2015年に不正蓄財の罪で懲役6年の刑を宣告されていた。また、サル大統領はワッドの同僚であるAlioune Samba DiasseとIbrahim Aboukhalilも釈放したが、政府は押収又は凍結したワッドの資産を解放しなかった。

ジガンショール（Ziguinchor）で前閣僚である Abdoulaye Balde の事案は、2016 年末時点で不正蓄財抑制裁判所（CREI：Court for the Suppression of Illicit Enrichment）が審理中である。CREI は、汚職捜査が終了するまでの間、2015 年に Balde の資産を凍結した。

資産公開：2014 年、国民議会は大統領、閣僚、国民議会の議長及び最高財務責任者、10 億 CFA フラン（170 万米ドル）を超える公的資金の管理者にその資産を国家汚職防止委員会に開示することを義務付ける法律を可決した。この法律を遵守しない場合、申告書が提出されるまでの間、支給される個人の給与の 4 分の 1 に相当する罰金が科される可能性がある。大統領はこれに従わない被任命者を解任することができる。大統領が行う開示を除き、法律に基づき行われる開示は秘密扱いとされ、資産開示書を無断で公表する行為は犯罪である。[2016 年]5 月、OFNAC は 2014~15 年度版年次報告書を公表した。同報告書は、開示義務を負う政府職員のわずか 52 パーセント（565 人中 292 人）のみが 2015 年 6 月の期限までに 提出したに過ぎないことを明らかにした。大統領、首相、国民議会議長及び全閣僚は提出したが、軍隊の長は提出しなかった。

情報の一般公開：憲法と法律は政府情報にアクセスする権利を市民に与えているが、当局は被開示の根拠を決定し、情報の開示要求に対する回答期限を設定し、又は取扱手数料を

請求するに当たって、一貫した慣行に従わなかった。政府は、開示拒否を検証するための不服申し立て制度を有しておらず、また、政府情報の公開に関して公務員向けにアウトリーチ（普及）活動若しくは研修を行っていなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

様々な国内外の人権団体は一般に、政府の制約を受けずに活動し、人権事案を調査し、その結果を公表した。政府職員は幾分協力的であったが、人権団体の懸念事項に対処するために措置を講じることは稀であった。

国連又は他の国際機関：[2016 年]5 月 30 日、特別アフリカ裁判官室（EAC : Extraordinary African Chambers）はチャドの前独裁者イッセン・ハブレに対し、戦争犯罪、人道に対する犯罪、拷問及び性的奴隷の罪で終身刑を宣告した。EAC はハブレ及びハブレ支配時にチャドで行った国際犯罪に「最も関与している他の人物」を裁くため、政府がアフリカ連合と連携してセネガルの法的制度内に設けたハイブリット法廷である。6 月 10 日、ハブレの弁護士はこの判決に控訴した。控訴の審理日は 2016 年末現在で設定されておらず、ハブレの資産は凍結されたままである。7 月 29 日、EAC はハブレに対し、虐待の深刻さに応じて被害者に補償金として 1,000 万 CFA フラン（\$17,000）～2,000 万 CFA フラン（\$34,000）をそれぞれ支払うよう命じた。3 人の裁判官（セネガル人裁判官 2 名とブルキナファソ人の裁判長 1 名）が 2015 年 6 月に開始されたこの裁判を監督した。この裁判は一般に公開され、国内外の報道機関が広く伝えた。

政府の人権団体：政府の国家人権委員会のメンバーには、政府代表、市民社会団体及び独立系人権団体が含まれていた。同委員会は人権侵害を調査する権限を有していたが、信頼性に欠ける他、財源も限られていたため、調査を実施しなかった。また、年次報告書は 2001 年に公表されたのが最後となっている。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律は強姦を禁じており、強姦罪は懲役 5～10 年の刑が科される。それにもかかわらず、政府は稀にしか法律を執行せず、強姦は広く行われていた。法律は配偶者強姦に対応していない。法律は、強姦で告発された男を弁護するため、女性の性行為の履歴を利用する一般的な慣行を認めている。

法律は暴行を犯罪としており、懲役1~5年及び罰金の刑罰を定めている。治癒することのない負傷をもたらすドメスティック・バイオレンスには懲役10~20年の刑が科される。ドメスティック・バイオレンスが死を引き起こす場合、法律は終身刑を定めている。それにもかかわらず、特に暴力が家庭内で行われた場合、政府は法律を執行しなかった。警察は通常、家庭内の紛争に干渉せず、大半の被害者は救済を求めて家庭外へ出ることを躊躇った。複数の女性団体と「女性と児童に対する暴力と闘う委員会（CLVF : Committee to Combat Violence against Women and Children）」は、女性に対する暴力行為の事案数が増加していると報告した。

CLVFを含むNGOは、裁判官が寛容な刑罰を宣告するための理由にするため、十分な証拠が提示されていないと主張する事案を例に挙げ、一部の裁判官がドメスティック・バイオレンス法を適用しないとして批判した。また、NGOは、団体や協会が個々の被害者に代わって訴訟を提起することを政府が認めていないことや強姦被害者保護法が制定されていないことについて批判した。

ドメスティック・バイオレンスに関する最新の統計は入手できないものの、2015年に公表され、セネガル国内8地域を対象に2008年から2010年にかけて関係する国家機関から収集したデータに基づく国連調査により、ダカールで507件、ティエスで263件、カオラックで279件、ジュルベルで227件、ルーガ（Louga）で201件、サン・ルイ（St Louis）で176件、ファティック（Fatick）で110件、カフリン（Kaffrine）で67件起きていることが明らかになっている。市民の多くが通常の生活の一部であるとみなしているドメスティック・バイオレンスの実際の件数は、報告されている事案数よりも遥かに多いと考えられている。

女性・家族・児童省（Ministry of Women, Family, and Childhood）は、女性の権利を保障することに責任を負う。司法省（Ministry of Justice）は、ドメスティック・バイオレンスとの闘いに責任を負う。ダカールにある国営の Ginddi Center は 強姦又は早期若しくは強制結婚の被害者である女性・女兒や路上で暮らす子どもたちに避難所を提供した。

女性性器切除 (FGM/C) : 法律は女性や女兒の性器を切除する犯罪行為に刑罰を定めているが、2016 年を通じて起訴された事件はなかった。外国政府機関の 2014 年データによると、15 歳未満の女兒の 17 パーセントが FGM/C に晒されていたが、この慣行は衰退し続けている。成人女性には通常行われないものの、フータ（Fouta）北部に住む女兒のほぼ全員が FGM/C の被害者であった。これに対し、南部や南東部の場合は女兒の 60~70 パーセントが被害者であった。FGM/C の最も極端で危険な形態の一つである縫合は、トゥクロール（Toucouleur）、マンディンカ（Mandinka）、ソニンケ（Soninke）、プール（Peul）及び

バンバラ（Bambara）の民族集団が実践することがあった。NGO の ドイツ国際協力社会（German Society for International Cooperation）によると、タイプ 2（切除術）が最も頻繁に実践されている FGM/C の形態であった。

コミュニティ・レベルで言えば、NGO のトスタン（Tostan）は 10 地域内の 176 コミュニティにおいて FGM/C に反対するコミュニティ・エンパワーメント・プログラムを実施した。

セクシャル・ハラスメント：法律はセクシャル・ハラスメントに対して懲役 5 か月～3 年及び罰金 5 万～50 万 CFA フラン（\$85～\$850）の刑罰を定めているが、この問題はまん延していた。政府は事実上法律を執行せず、女性の権利団体はセクシャル・ハラスメントの被害者が有罪判決を求めるために十分な証拠を提示することは不可能とは言わないまでも、困難であると主張した。

性と生殖に関する権利：法律は、全てのカップルと個人が子どもの数、出産間隔及び出産時期を決定する権利、性と生殖に関する健康を管理する権利、及び差別、強制及び暴力から解放されてそのような行為を管理するための手段にアクセスする権利を有すると定めている。また、法律は、全ての女性が妊娠中に医療サービスを受ける権利及び安全な分娩を行う権利を有すると定めている。性と生殖に関する権利は「差別なく全ての個人に保証された基本的かつ普遍的権利である」と法律で認識されている。

しかしながら、特に農村地域や一部の都市部においては、劣悪な医療施設がこれらの権利の遵守を制限した。これらの地域では、財源不足により分娩室や手術室が閉鎖された。女性は文化的規範が邪魔となって、性の健康に関する情報へアクセスできないことがあった。外国政府機関の 2014 年データによると、熟練職員は出産のおよそ 59 パーセントのケースで立ち合っており、また、妊娠の 96 パーセントのケースで少なくとも一定の妊婦検診を行った。世界保健機関の 2015 年データによると、母性死亡率は生児出生 10 万人当たり 315 人であった。保健・社会行動省（Ministry of Health and Social Action）の推定によると、出産時における母性死亡の大半は、熟練した医療職員や緊急産科サービスを利用できれば回避可能であった。大家族を持たなければならないという社会的及び文化的圧力により、一部の夫は妻が避妊具を使用するのを止めさせるよう医療従事者に依頼したと伝えられている。この結果、女性は避妊法を慎重に実践するようになった。保健・社会行動省は避妊具の普及率を 2012 年の 18 パーセントから 2015 年には 21 パーセントにまで上げ、2020 年までに 45 パーセントを達成することを目標として取り組むため、外国政府と連携した。

差別：法律は、女性が男性と同じ法的地位と権利を有すると定めている。それにもかかわ

らず、女性は、特に一夫多妻制や相続の差別的ルールを含む伝統的な慣習が最も強い農村地域において、まん延する差別に直面した。法律により男性が女性を一夫多妻制の妻とする場合にはその女性の承認を得なければならないが、そのような一夫多妻制の結婚を一旦してしまえば、その男性が別の妻を娶るときに以前から妻である女性に通知する必要もなければその妻から事前の同意を得る必要もない。結婚のおよそ 50 パーセントは一夫多妻制であった。

また、家族法の下で父権が定義されていることが、男性と女性の間の平等を実現する上で障害となり続けた。家族法では、男性が世帯主であると解釈しているため、女性は子どもに関して法的責任を負うことができない。その上、児童給付金は全て父親に支払われる。女性は、夫が当局の前で正式にその権限を放棄する場合又は夫が世帯主として行動することができない場合にのみ、法的に世帯主となることができる。

女性は男性と同じように土地を所有する権利を法的に認められているものの、伝統的慣行により、女性が農村地域で不動産を購入することは困難であった。多くの女性は夫を介してのみ土地を所有することができ、その権利が確保されるかどうかは、夫との関係を維持できるかどうかにかかっていた。さらに、女性代表が少数しかいないことが多い村議会が大半の土地を割り当てた。

女性は雇用において差別を受けた（第7節d項を参照）。また、女性や女兒は教育でも差別を受けた。これは、若くして妊娠又は結婚した女性は退学するよう圧力をかけられることが多かったからである。

女性・家族・児童省には、差別と闘うためのプログラムを実施する部署である男女平等局がある。

子ども

出生登録：市民権は、出生又は帰化により取得できるが、父親は嫡出子に自動的に国籍を移転させることができる。母親は、夫が無国籍者である場合に限り、そうすることができる。セネガル人の妻と外国人の夫との間に生まれた嫡出子は、18~25 歳の間に市民権を取得する選択権を有する。嫡出子は通常、母親の市民権を取得する。法律は、出生申告を義務付けていない。子どもを学校へ入学させ、また、その他の市民文書を入手する際は、出生証明書が必要となるものの、子どもは一般に出生証明書なしで小学校に通うことを認められた。国連人口基金（UNFPA : UN Population Fund）によると、出生の 55 パーセントのみが登録されている。出生を登録するには、少額の手数料の支払いと登録センターまで

の移動が必要となるが、これは農村地域の多くの住民にとって困難であった。スイスの NGO である「エイド・アンド・アクション (Aid and Action)」が開始したプログラムにより、一部の地域については村長がテキスト・メッセージを送信することで出生を登録できるようになった。

児童は一般に出生証明書なしで小学校に通うことができたが、国家試験を受けるためには出生証明書を必要とした。ダカールの地方統制省 (Ministry of Local Governance) 市民登録局長は、[2016 年]6 月 3 日の記者会見で、コルダ、タンバクンダ (Tambacounda)、ジガンショール及びジュールベルの各地域における 18 万人の小学生が出生時に登録しておらず、国家試験の申請に必要な出生証明書を有していないと語った。当局は出生証明書を発行するためにこれらの地域で司法に基づく集団ヒアリングを実施し、その後の数週間で 18 万人の生徒全員が出生証明書を受け取った。

教育：法律は、6~16歳の児童に授業料が無料の義務教育を与えると定めているが、多くの児童は財源が不足している又は利用できる施設がないため、学校に通うことができなかった。生徒は本人の教科書、制服、その他の学用品の代金を支払わなければならないことが多かった。

女兒は、初等教育を終えた後も通学を続ける際に、男児よりも大きな困難に直面した。家族が子ども全員の授業料を支払う余裕がない場合、両親は娘を退学させる傾向があり、中途退学率は女兒の方が高かった。また、学校職員によるセクシャル・ハラスメントや早期妊娠が原因で、女兒は退学した。両親の多くは、中学生又は高校生の年頃の娘を通学させるのではなく家で家事手伝いをさせる又は結婚させることを選択した。学校に行っても、生徒を食物にするような教師が娘の評判や将来の結婚の見込みを台無しにしてしまう恐れがあったからである。国連児童基金は、中等教育における男児の入学率は 28 パーセントであるのに対し、女兒は 22 パーセントであると報告した。

児童虐待：児童虐待は、特に勉学するようにと両親からコーラン学校又は「ダーラ (daaras)」に送り出された「タリベ (talibes)」と呼ばれる生徒の間で、よく見られる光景であった。一部のダーラでは、コーランの指導者が児童を搾取し、身体的に虐待し、強制的に路上で物乞いをさせた。2014年に実施されたダーラ・マッピング調査により、ダカール地区のみでおよそ54,800人のタリベがいることが判明した。このうち、およそ30,000人は、1日当たり最長5時間物乞いをするよう強制された。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、2016年にサン・ルイで実施した同様のマッピング調査で、同地域には14,000人のタリベが住んでおり、このうち、9,000人が物乞いを強制されていることがわかった。大半のタリベは年齢が5~10歳に見えるが、わずか2歳の幼児もいると伝えられている。ヒューマン・ライツ・

ウォッチが[2016年]7月28日に公表した報告書「セネガル：タリベ、ストリート・チルドレンを守るための新たな措置」によると、2016年上半期中に少なくとも5人のタリベがその指導者に殺害された。タリベの多くは鎖でつながれ、日常的に殴打され、又は惨めな状態で生活することを強いられた。また、衛生、栄養及び医療の欠如により、病気になっているタリベもいた。裁判所は死亡又は極度の虐待を伴う事案の僅かな件数のみを起訴したに過ぎなかった。

コーランのある指導者が違法にタリベをダカールのチャーロイ（Thiaroye）へ埋葬するため、[2016年]3月に死亡証明書を偽造した後で、警察は[2016年]4月にこの男を逮捕した。このタリベの父親は、息子の死に関する疑念を当局に届出していた。その後、検察官は遺体を掘り出して、検死するよう命じた。当局はコーラン指導者と墓掘り作業者を逮捕した。この事件は2016年末現在で係属中である。

[2016年]6月、トゥーバ警察は、ダッカ郊外のParcelles Assainiesで13歳の生徒を撲殺し、その後少年の遺体をトゥーバに埋葬しようとした罪で告発されたコーラン指導者のOumar Kanteを逮捕した。Kanteは2016年末現在で勾留されたまま、裁判にかけられるのを待っている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは[2016年]7月付報告書の中に、ジュールベルに住む男が4人のタリベを自宅に誘い込んで強姦した1月の事案、9歳のタリベがルーガで撲殺された2月の事案、及びサン・ルイで12歳のタリベが鎖で壁に繋がれているところを警察に発見された6月の事案を含めた。複数の事案において、当局はコーラン指導者たちを釈放し、起訴を取り下げた。報告された事件の大半はダッカ及びサン・ルイと両都市の周辺で起きた。

[2016年]6月末、大統領はそのコーラン教師から物乞いを強いられている児童を含め、児童を路上から排除する運動を展開することを発表した。ヒューマン・ライツ・ウォッチと児童の権利を擁護する40団体の連合である「人権の推進及び保護のためのプラットフォーム（Platform for the Promotion and Protection of Human Rights）」は、この運動を「社会に深く染み込んだ搾取システムを改革するための重要な措置」とであるという表現で特徴付けた。これらの人権団体は当局に対し、調査のモメンタム（勢い）を維持し、児童に対して深刻な人権侵害を犯した教師らを起訴するよう促した。

早期結婚及び強制結婚：法律により、女性は結婚する時期及び相手を選択する権利を有するが、伝統的慣習により女性の選択権は制限された。法律は16歳未満の女兒の結婚を禁じているが、この法律は結婚が取り決められる大半のコミュニティで一般に執行されなかった。特定の条件下で、裁判官は同意に基づく結婚ができる最低年齢未満の者の結婚を特別

に許可することができる。UNFPA が 2000 年から 2011 年にかけて実施した調査によると、20～24 歳の女性の 33 パーセントは 18 歳未満で結婚している。

女性の権利団体と女性・家族・児童省の職員によると、特に南部、東部及び北東部の農村地帯において、児童結婚は深刻な問題であった。同省はこの問題に対処するために教育運動を展開した。

女性性器切除 (FGM/C) : 上記「女性」の項の 18 歳未満の女兒に関する情報を参照のこと。

児童の性的搾取 : 法律は児童の性的虐待者で有罪判決を受けた者は 5～10 年の懲役刑を科されると定めている。犯罪者が児童の家族である場合、最高刑が適用される。児童の品位を汚す犯罪は 2～5 年の懲役刑、特定の加重罪については 10 年以下の懲役刑をそれぞれ科される。売春目的で未成年者を斡旋する行為は、2～5 年の懲役刑と 30 万～400 万 CFA フラン (\$500～\$6,800) の罰金刑を科される。犯罪が 13 歳未満の被害者に関係する場合、最高刑が適用される。法律は事実上執行されなかった。

合意の上での性行為が許される最低年齢は 18 歳である。社会的圧力と恥辱を恐れて、近親相姦はタブー（禁忌）とされており、報告されず、処罰されないままである場合が多かった。

ポルノは禁止されており、16 歳未満の児童を巻き込むポルノ行為は小児性愛とみなされ、2 年以下の懲役刑と 30 万 CFA フラン (\$500) 以下の罰金刑を科される。

女性や女兒を標的とする性的搾取は、特にセネガル南東部の金鉱地域であるケドゥグ（Kedougou）において問題であった。2016 年を通じて児童セックス観光に関する報告はなかったが、セネガルは児童セックス観光の目的地であると考えられていた。

幼児殺害又は障害がある幼児の殺害 : 通常は貧困又は恥辱に起因する幼児殺害は、引き続き問題であった。都市で働く家庭内労働者と農村女性は新生児を世話することができない場合、殺害することがあった。その他、国外で働く男性と結婚した女性が恥辱から幼児を殺害することもあった。アフリカ人権防衛会議（African Assembly for the Defense of Human Rights）によると、女性が禁じられた職業カースト出身の男性の子どもを妊娠した場合にも幼児殺害が行われた。家族が女性を辱めて、女性に幼児を殺害させるという事例もあった。警察が殺害された母親の身元を突き止めた場合、この母親は逮捕され、起訴された。

故郷を追われた児童：カザマンスの内戦で故郷を追われた児童の多くは、大家族の一員や隣人の住宅、児童向け住居又は路上で生活した。

カザマンスの NGO によると、故郷を追われた児童は内戦、栄養失調及び健康障害により精神的影響を受け、苦しんでいた。

国際的な子の奪取：セネガルは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「*国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)*」を参照のこと。
travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

国内にはおよそ 100 人のユダヤ人住民がいた。反ユダヤ主義的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。
www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律は、雇用、教育、空の旅その他の輸送、医療の利用、司法制度及びその他の国家サービスの提供の側面で、身体的、知的及び精神的障害がある人々を差別することを禁じている。政府はこれらの規定を十分に執行しなかった。また、法律は障害がある人々に対してアクセシビリティ（利用しやすさ）を確保することを義務付けているが、政府はこの法律を事実上執行しなかった。

政府は、地域センターで職業訓練を与え、管理した他、障害者が事業を設立するための資金を提供した。教師向けの特別教育研修がなく、障害がある児童が利用しやすい施設もないため、当局は障害児童の40パーセントしか小学校に入学させることができなかった。事例証拠により、学校に通わない障害児童は通常家に籠っているか、場合によっては路上で物乞いしていたことが明らかになっている。知的障害者に対する支援は一般に利用できず、知的障害者を虐待する事件はよく起きた。

障害者は、投票所へ行く際に悪戦苦闘した。2012年法は、新たな公務職の15パーセントを障害者向けに確保している。

保健・社会行動省は、障害者の権利を保護する責任を負う。

国籍／人種／少数民族

民族集団は、概して平和的に共存した。カザマンス地方で発生している同地方最大の民族集団であるジョラ（Diola）族と北部で過半数を占めるウォロフ（Wolof）族の間の紛争は引き続き沈静化してきている。

下位カーストに属する者に対する差別は続いており、下位カースト出身の個人又は実業家は出身カーストを隠そうとすることが多かった。

性的指向及び性同一性にに基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律において「異常な行為」として言及されている成人間の同意の上での同性愛行為は、犯罪であり、刑罰は1～5年の懲役と10万～150万 CFAフラン（\$170～\$2,500）の罰金である。しかしながら、この法律は執行されることが稀であった。性的指向又は性同一性にに基づく差別を禁止する法律はなく、LGBTIの人々に対する偏見により動機付けられる犯罪を起訴するために用いることのできるヘイトクライム（憎悪犯罪）法もない。

LGBTIの人々は、まん延する差別、社会的不寛容及び暴力行為に直面した。また、脅迫、暴徒による襲撃、強盗、排除、恐喝及び強姦に晒されることが多かった。LGBTIの活動家は、社会サービスを利用する際に差別を受けると不満を漏らした。

[2016年]3月、ダカール大学（University of Dakar）の学生は他の学生がゲイであり、シャワーを浴びているときに迫ってきたと非難した。その後、暴徒学生が非難されたその学生を追い回した。その学生は銀行に駆け込み、次いで、大学構内の警備室へ入って保護を求めた。警察が介入してその学生を暴徒から保護した。その後、暴徒は荒らし回り、銀行と警備室に火を放った。

被害者の多くは恐怖のあまり虐待を届出ることができず、届け出た被害者は警察から殴打や品位を傷つける取扱いを含む虐待を受けることがあった。ごく僅かな事例ではあるが、警察は恣意的にLGBTIの人々を逮捕し、勾留している間に虐待を加え、適切な取り調べ手続きを踏まなかった。たとえば、法律は「異常な行為」を犯している現場を押さえられた

者の逮捕について定めているものの、警察はゲイの疑いがあるというだけで逮捕し、長期間勾留することがあった。

[2016年]1月、控訴裁判所の裁判官は、「異常な行為」で収監されていたゲジャワイ（Guediawaye）に住む男性7人に対する有罪判決を覆した。警察は2015年7月に令状なしでこの7人を逮捕し、2015年8月に裁判官がこの被告人たちに懲役6か月の刑を宣告していた。ヒューマン・ライツ・ウォッチと話した消息筋によると、裁判で警察官や他の証人は誰もこの7人に不利な証言をしておらず、警察の文書は犯罪を証明する基本的な要素（訴因である性行為に関する詳細など）を提供していなかった。

国内NGOは、LGBTIの権利問題に関して積極的に活動したが、社会的汚名や同性愛を禁止する法律を踏まえて、極めて控えめな姿勢を維持した。

メディアは、LGBTIの人々に対する憎悪行為又は暴力について報道することは稀であった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

法律は HIV/AIDS を抱えた人々に対するあらゆる形態の差別を禁じており、政府と NGO は社会が HIV 又は AIDS の感染者をさらに受け入れるようにするため、HIV/AIDS 意識啓発運動を展開した。それにもかかわらず、人権活動家は、HIV/AIDS に感染している状況が同性愛を示しているという考えが広く行き渡っているため、HIV 陽性の個人や AIDS を抱えた人々は社会的汚名に苦しんでいると報告した。HIV 陽性の男性は、家族が本人の性的指向に気付くのではないかという恐れから、抗レトロウイルス薬の服用を抑えることがあった。

他の社会的暴力又は差別

[2016年]7月にティエス地方 Keur Ibra Niane 村落で、干し草を盗んだ疑いがある男を暴徒が撲殺した。その後、警察は容疑者 5 人を逮捕し、この事件を裁判官に付託した。裁判官は更なる取り調べが終了するまでの間、容疑者を再勾留した。この事件は 2016 年末現在でまだ係属中である。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は、治安部隊（警察及び憲兵隊を含む）メンバー、税関職員及び裁判官を除き、独立した労働組合を結成し、それに加入する労働者の権利を定めている。また、法律は公務員が労働組合を結成し、それに加入することを認めている。労働組合は、その存在が法的に認められるようになる前に、内務省の承認を得ることを法律で義務付けられている。内務省が承認を拒否した場合、労働組合は法的手段を一切有しない。法律に基づき、労働組合認定プロセスの一部として、内務省は労働組合職員の各職位候補者の倫理性と能力を検証する権限を有する。また、（労働者及び徒弟としての）未成年者は親の承認を得ずに労働組合を結成することができないと法律で定められている。国家検察官は、労働組合の管理者が労働組合規則に従わず、労働組合が組合員に代わって行わなければならないことを履行しない場合、行政命令により労働組合を解散又は解体することができる。法律は、反組合的差別を禁じている。法律は労働組合が干渉されずに活動することを認めるとともに、団体交渉を行う権利を定めている。外国人は、セネガルに 5 年間住んでいる場合に限り、かつ、その母国がセネガル市民に同じ権利を与える場合に限り、労働組合事務所を持つことができる。団体協約は、労働組合労働者のおよそ 44 パーセントに適用された。労働組合は、労働組合員の団体交渉権（雇用の終了に関するものを含む）を侵害する個人又は企業に対して訴訟を提起することができる。

法律は、ストライキを行う権利を定めているが、この権利は特定の規則により制限される。憲法はストライキが労働の自由又は企業の活動を侵害してはならないと定めることにより、ストライキの権利を著しく弱体化させている。法律はストライキが平和的なものであるか否かを問わず、ストライキ中に職場を占有してはならず、また、ストライキを行わない労働者の労働の自由を侵害してはならず又は経営陣が企業の構内に入るのを妨げてはならないと定めている。この規定は、ピケを張る行為、怠業、順法闘争及び座り込みが禁止されていることを意味する。公務員を代表する労働組合はストライキを行う意思を遅くとも決行日の1か月前までに政府に通知しなければならない、民間部門の労働組合は遅くとも3日までに政府に通知しなければならない。政府はストライキを計画している集団と関わり合う法的義務を一切負っていないが、このような集団と対話を行う場合があった。ストライキを行う権利は、「必要不可欠なサービスを提供する」部門であるか否かを問わず、あらゆる部門で、政府が労働者を徴用してストライキ中の労働者にとって代える権限を有していることで、さらに制限されている。政府はストライキを行う権利に適用法を事実上執行した。法律違反に対しては、罰金若しくは懲役3か月～1年又はその両方の刑罰が科せられる。刑罰は法律違反を抑止するのに十分であった。労働法はインフォーマル部門（公式に記録されない経済部門）に適用されず、したがって、自給自足農民、家庭内労働者、多くの家族企業で雇用されている人々など労働者の大半は対象外となる。

政府と雇用主は一般に、結社の自由と団体交渉権を尊重した。労働者は労働団体を結成す

る又は労働団体に加入する権利を行使したしたが、政府内における反組合感情は強かった。職種別労働組合は、フランスの労働組合組織制度と極めて類似する形で、業界全般にわたる組合を組織することができる。

2016 年を通じて、反組合差別が確認されたという報告はなかった。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じている。法律は経済的利益を乞う行為を禁じているが、刑法の条項は「宗教的伝統により確立された日に、かつ、宗教的伝統により確立された場所及び条件で施しを乞う行為」は物乞いに相当しないと定めている。法律の多くの条項は、「必要不可欠なサービス部門」においてストライキに参加する行為、ストライキ決行中に職場又は職場を直接取り巻く周囲を占有する行為、船舶又は船上にいる者の生命若しくは健康を危険に晒すとみなされる労働規則違反行為に対する刑罰として、強制労働を伴う懲役刑を科している。

大統領が児童の物乞いを禁止する運動を発表した後、当局は児童を路上から排除し始めた。この運動を開始してから最初の3か月間で、警察は路上で物乞いをしている843人の身柄を拘束し、国内で虐待又は放置された児童向けの唯一の国営避難所であるGinddi Centerに送り込んだ。その後、これら児童の多くは、本人の意思に基づき家族又はダーラの元に戻された。しかしながら、強制物乞いの慣行は、概して衰えることなく続いた。2016年を通じて、強制物乞いに関連した逮捕、起訴又は有罪判決は一切なかった。

政府は強制労働を禁止する適用法を事実上執行しなかったため、このような慣行、特に一部のコーラン学校における児童の強制物乞いを含む強制児童労働が引き続き行われた（第6節を参照）。このようなコーラン学校（ダーラ）の児童は、奴隷状態に置かれ、一般には路上での物乞いなど労働を毎日強制され、教師が設定した毎日の金銭（時には砂糖又は米）ノルマを達成しなければならなかった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

児童労働に関する規則は、労働が認められる最低年齢を15歳に設定している。法律は多く

の形態の危険な児童労働を禁止しているが、例外を定められている。たとえば、農業部門においては、12歳という若さの児童が必要に応じ、家族環境の下で労働することを認められている。また、法律は16歳未満の少年が地下の鉱山や採石場で「軽作業」に従事することを認めている。採掘に伴う危険性を踏まえれば、「軽作業」であっても、危険に身を晒すことから逃れられるわけではない。

労働省（Ministry of Labor）の検査官は、児童労働の事案を調査し、訴訟を提起する責任を負う。労働省の検査官は労働法の遵守状況を検証し、調査するため、就業時間中に機関を訪問することができ、また、労働組合又は一般市民からの密告に基づき行動することができる。

児童労働を禁止する労働法は概して執行されなかった。労働者は正式な職場を調査するために検査官を派遣したが、検査官は児童労働問題に対処できるように訓練されていなかった。労働省内の児童労働部（Child Labor Division）は、職員も財源もひどく不足していた。検査官はインフォーマル部門を監視できるほど十分な資源を有しておらず、また、フォーマル部門では児童労働の事案が確認されていなかった。児童労働部と労働省の財源が不十分であることが大きな理由となって、児童労働法違反を届出のための具体的な制度が整備されていなかった。むしろ、労働省は違反者の届出に関して労働組合に依存していた。政府は児童労働と搾取的物乞いの危険性に対する意識を向上させるため、地元職員、NGO及び市民社会にセミナーを実施した。

児童労働の事例の多くは、労働規則が執行されないインフォーマル経済内で起きた。農村部の家族は、経済的圧力や教育機会の不足に起因して、子どもに対して教育よりも労働を優先するように追い込まれた。児童労働は、最大で児童の90パーセントが労働しているタンバクンダ、ルーガ、ファティックの各地域で特によく見られた。児童労働は、農業（キビ、トウモロコシ及びピーナッツ）、漁業、手作業による金採掘、ガレージ、ゴミ捨て場、食肉処理場、塩生産、採石、金属・木工工場など多くのインフォーマル部門や家族経営部門において広く行われていた。規制されておらずインフォーマルで大規模な手作業方式の採掘部門においては、児童を含む家族全員が手作業による採掘作業に従事していた。大半が10~14歳である児童の金取り出し労働者は訓練又は保護具なしで1日およそ8時間作業した。児童が家族の農場で働いている又は家畜を世話しているという報告も複数なされた。児童は、家庭内、仕立屋、果物・野菜スタンド及びインフォーマル経済の他の分野でも労働した。

国家動態人口統計機関（National Agency of Demography and Statistics）は、全国児童労働調査を実施し、過去12か月間における児童の経済活動を測定した結果を2008年（この

ようなデータが入手できる最新年）に公表した。同調査によると、5~17歳の児童の37パーセントが労働していた。児童労働が圧倒的比率を占める強制労働の種類は、教師の監督下で生活し、勉学するためにコーラン学校へ送り込まれた児童が強制される物乞いであった（第6節及び第7節b項を参照）。以下のURLで公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見（*Findings on the Worst Forms of Child Labor*）」も参照のこと。www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律は、国籍、人種、性別、障害及び宗教に基づく職場での差別を禁じている。違反者は、公式には25万CFAフラン（\$426）～100万CFAフラン（\$1,700）の罰金刑と1か月～1年の懲役刑を科されるが、これらは日常的に執行されることがなかった。法律は、性的指向又は性同一性に基づく差別を明示的には禁止していない。政府は、法律の反差別条項を事実上執行しなかった。雇用や職業の側面において性別に基づく差別が行われており、これが最も広く行われている差別の形態であった。求職に当たって男女は同一の権利を有する。女性は総人口の52パーセントを占めているが、家事労働の90パーセント及び農作業の85パーセントを女性が行っていた。法律は、対等な仕事に対して対等な賃金を支払うことを義務付けているが、女性は雇用や事業経営において差別を経験した（第6節を参照）。

e 受入れ可能な労働条件

国家の時間額最低賃金は209 CFAフラン（\$0.36）であったが、農業従事者については183CFAフラン（\$0.31）であった。労働省は、最低賃金を執行する責任を負う。また、労働組合は、監視機関としての役割を果たし、フォーマル部門における最低賃金の有効な実施に貢献した。最低賃金条項は、外国労働者や移住労働者にも適用される。

フォーマル部門における大半の職業に関して、法律は、1週間当たりの標準労働時間を40~48時間又は年間2,080時間とし、1週間ごとに最低24時間の休憩期間と年間で1か月の年次休暇を与え、政府の社会保障及び退職計画制度に加入し、労働安全基準を定め、また、その他の措置を講じることを義務付けている。夜間労働は午後10時～午前5時までの活動として定義される。夜間労働者は、夜間の労働時間数に通常の時間給の160パーセントを乗じた金額、休日の夜間労働時間については通常の時間給の200パーセントを乗じた金額を受け取る。法律は、フォーマル部門における過度の又は強制残業を禁止していない。

超過勤務に対する割増賃金は、フォーマル部門内でのみ支払いを義務付けられる。労働安

全衛生に関して法的規制があり、政府がその基準を設定する。

従業員又はその代表は、従業員の保護と安全を保証すると想定されるものであれば何でも提案する権利を有する。雇用主がその提案を拒否した場合、従業員又はその代表は管轄権を有する行政当局へ付託することができる。

労働省は、労働検査室（Labor Inspection Office）を通じて、フォーマル部門における労働基準を執行する責任を負う。基準に違反した者は、公式には25万CFAフラン（\$420）～100万CFAフラン（\$1,700）の罰金刑と1か月～1年の懲役刑を科されるが、これらは日常的に執行されることがなかった。週労働時間基準の執行は不規則であった。労働検査官の就業環境は劣悪であり、その使命を有効に遂行するための移動手段を欠いていた。労働検査官の数は法令遵守を執行する上で不十分であった。賃金、残業及び労働安全衛生基準に対する違反は日常茶飯であった。また、最低賃金はインフォーマル部門も対象としているが、特に家庭内労働者に関して執行されることはなかった。高い失業率と進行が遅い法的制度により、労働者が衛生又は安全を脅かす状況から身を遠ざける労働者の通常の特権を行使することは稀であった。政府統計によると、2015年においては、職場での事故に関する事案が1,736件あった（その大半はダカールで起きている）。公式数値にはインフォーマル部門における多数の職場事故が反映されていないため、現実には起きている事故の件数はこれより遥かに多い可能性が高い。